

よくある質問

目次

1	補助金全体の共通事項	1,2,3
2	窓・ドアの断熱改修	4
3	LED照明器具の設置	4
4	高効率給湯機等の設置	5
5	太陽光発電・定置型蓄電設備の設置（2つの区分の共通事項）	6

1 補助金全体の共通事項

質問	回答
<p>Q. 中古住宅を購入して改修する場合は、補助対象になりますか？</p>	<p>A. 改修した購入住宅に居住する(実績報告時点で購入住宅に住民登録を移している)場合は、補助対象になります。</p>
<p>Q. 「借家」の場合、入居者のために貸主が改修する工事は補助対象になりますか？</p>	<p>A. 補助対象になりません。個人の申請者が、「自らが居住するための市内の既存住宅」で行う工事が補助対象です。</p>
<p>Q. 入居者が借家を改修する場合は、補助対象になりますか？</p>	<p>A. 補助対象になります。ただし、入居者による改修には、住宅所有者の承諾を得てから申請してください。</p>
<p>Q. 既存住宅の増改築は補助対象になりますか？</p>	<p>A. 補助対象になります。施工前後で整合が取れる、明瞭な設置図面と写真を提出してください。</p>
<p>Q. 市外事業者が施工する場合は、全て補助対象外ですか？</p>	<p>A. 申請者が契約する事業者が市外事業者であっても、市内に事務所や事業所を有していれば、補助対象です。見積書や領収書に松本市の情報が無い場合は、別途、松本市に事務所や事業所があることを証明する資料が必要です。(例えば、事業者ホームページの、事業所紹介ページの写しなど。)なお、施工する下請業者に特段要件はありません。出荷証明書等が下請業者宛に発行される場合は、申請書の様式第1号の2ページ目の施工業者名を記載する欄に、下請業者名もご記入ください。</p>
<p>Q. 松本市、県、国などの他の補助金等(ポイント付与制度含む)と併用できますか？</p>	<p>A. 松本市、県、国などの他の補助金等との併用が可能です。</p>
<p>【PPAにより設置する場合】</p> <p>Q. 住宅所有者が、申請者以外に2人以上います。申請書の承諾欄は、どのように記入すればよいですか？</p>	<p>A. 承諾欄はその枠につき1人分になります。様式の変更等はせず、申請書を人数分コピーし、承諾欄に記載してください。(登載証明書の内容に基づいて記入すること)</p>

質問	回答
<p>Q. 住宅を複数所有していますが、それぞれの住宅の改修に補助制度を利用できますか？</p>	<p>A. 利用できません。 申請者の住民登録のある住宅に限り、補助対象になります。</p>
<p>Q. 【PPAにより設置する場合】 登載証明書を取得したのですが、住宅所有者が亡くなっている者の名前で出てきました。(1人分) この場合補助対象になりますか？</p>	<p>A. 補助対象になりません。 所有者が亡くなっている場合、承諾を得られないため、補助対象になりません。所有者移転(相続登記など)の登記をしてから申請してください。この場合、登載証明書の代わりに登記簿謄本の提出になります。</p>
<p>Q. 母屋と離れそれぞれに施工する場合、別々に申請することはできますか？(母屋で1申請、離れでもう1申請する)</p>	<p>A. 別々には申請できません。 キッチン・風呂・トイレを有さない建物(離れ等)は、「住宅」と見なしません。母屋と離れ等を併せて「1軒の住宅」と見なし、1申請の扱いとします。</p>
<p>Q. 事業所に施工するものは、補助対象になりますか？</p>	<p>A. 補助対象になりません。この制度は、個人の既存住宅における温暖化対策設備の導入促進を目的としています。</p>
<p>Q. 店舗・事務所等との併用住宅に機器を設置する場合も補助対象になりますか？</p>	<p>A. 住宅部分にかかる箇所に限り補助対象です。平面図に店舗・事務所(廃業している場合も含む)の場所を明記していただいたうえで、写真等で対象工事が住宅部分のみに関わっていることを証明していただきます。給湯器の場合は状況によって異なるので、ホームページにある「店舗併用住宅に給湯器を設置する場合」をご覧ください。太陽光、蓄電池は住宅部分と店舗・事務所等との給電区別の確認のため、電気配線図、電気引込線の写真等の資料が必要です。店舗・事務所等のみは対象外です。</p>
<p>Q. 補助対象設備の壊れた部品のみを新品に交換するものも、補助対象になりますか？</p>	<p>A. 補助対象になりません。</p>

質問	回答
<p>Q. 申請者がインターネット等で機器を購入し、工事業者に取り付けてもらう場合も補助対象になりますか？</p>	<p>A. 補助対象になりません。 施工業者が新品の機器を調達し設置をする場合に限り補助対象になります。</p>
<p>Q. 対象工事が 1 種類の場合も申請できますか？</p>	<p>A. 申請できます。 なお、年度内に 1 回しか申請できないため、できる限りまとめて申請した方がお得となる場合があります。</p>
<p>Q. 申請者と業者どちらが書類を持って行けばいいですか？</p>	<p>A. どちらでもかまいませんが、しっかり意思疎通を図りお持ちください。</p>
<p>Q. 申請時には、どのような写真が必要ですか？</p>	<p>A. 既存機器がある場合は撤去する前の状況写真を、新たに機器を設置する場合は設置予定箇所の現況写真を、添付してください。 詳しくは、「提出写真のよい例・悪い例」をご確認ください。</p>
<p>Q. もう工事をしてしまったのですが何とかなりませんか？</p>	<p>A. 交付決定前に着工してしまったものについては補助対象となりません。必ず工事着工前に申請してください。</p>
<p>Q. 仕様書又はカタログの写しに補助要件がわかるページとありますが、無い場合はどうしたらいいですか？</p>	<p>A. 補助要件を示す書類がない場合は補助対象外になります。 書類がない場合や、あいまいな場合も、メーカーに問い合わせをし、補助要件を明確に示す書類を提出してください。</p>
<p>Q. クレジットカードで支払ったので領収書が出ないのですがどうしたらいいですか？</p>	<p>A. 要綱で定めている書類を提出できない場合は補助対象外になります。 飲食店等でクレジット払いをした際に、領収書が発行されるのと同様、通常は支払い方法に限らず、領収書は発行されます。従って、口座振り込みやカード払い等の場合も必ず領収書を発行し提出してください。</p>

2 窓・ドアの断熱改修

質問	回答
<p>Q. 窓のない場所に新たに窓を設置しますが、補助対象になりますか？</p>	<p>A. 補助対象になります。</p>
<p>Q. ドアの断熱改修では、引き戸も補助対象になりますか？</p>	<p>A. 補助要件に適合すれば、引き戸も補助対象です。</p>
<p>Q. 窓ガラス交換の工事後の写真はどのようなものを提出すればいいですか？</p>	<p>A. 商品を取り換えた直後のシールが貼ってある状態のものを撮っていただくとわかりやすいです。窓ガラス交換の場合、写真の前後の見比べが難しいので、工夫して撮るようお願いいたします。</p>

3 LED照明器具の設置

質問	回答
<p>Q. LED 照明器具を家電量販店で購入した場合も、補助対象になりますか？</p>	<p>A. 工事業者が機器を調達し設置すれば、補助対象になります。 新品の機器であり、それを証明する書類（保証書、納品書等）があれば、機器の調達方法は問いません。</p>
<p>Q. LED 照明器具を設置します。実績報告時に提出する「電気工事を行ったことがわかる工事途中の写真」とはどのような写真ですか？</p>	<p>A. 電気工事とは、国家資格である電気工事士を所有した専門業者でないとできない作業を指します。全ての箇所ごとに、配線接続等の配線が見える写真を撮影し提出してください。 詳しくは、「提出写真のよい例・悪い例」をご確認ください。</p>

4 高効率給湯機等の設置

質問	回答
<p>Q. 既存の給湯器が故障してしまったため、早めに着工したいのですが、対応してもらえますか？</p>	<p>A. 給湯器の故障の場合は、申請書類提出の翌日に着工していただけるように対応しますので、申請時にお申し出ください。 ただし、提出書類に不備がある場合は、書類提出の翌日に着工できないのでご注意ください。</p>
<p>Q. 「給湯器」の区分では、暖房専用ボイラーも補助対象になりますか？</p>	<p>A. 暖房専用ボイラーは補助対象外です。 ただし、給湯と暖房の両方の機能を持つ給湯器で、補助要件に適合すれば補助対象になります。</p>
<p>Q. 「給湯部分」の熱効率は要件に適合する機器ですが、「ふろ部分」の熱効率が要件に適合しません。補助対象外になりますか？</p>	<p>A. 補助対象です。 「給湯部分」の熱効率が補助要件に適合していれば、「ふろ部分」の熱効率は問いません。</p>
<p>Q. 給湯と暖房の機能を持つ機器について、「給湯部分」の熱効率は補助要件に適合しますが、「暖房部分」が適合しない機器は補助対象外ですか？</p>	<p>A. 補助対象です。 「給湯部分」の熱効率が補助要件に適合していれば、「暖房部分」の熱効率は問いません。</p>
<p>Q. 既存のエコキュートを取り外して、新品のエコキュートを設置します。その場合も補助対象になりますか？</p>	<p>A. 補助対象です。 機器取替え前の既存機器の機種等について、規定はありません。</p>

5 太陽光発電・定置型蓄電設備の設置（2つの区分の共通事項）

質問	回答
<p>Q. 申請年度内に経済産業省の設備認定が下りない場合は、補助対象外になりますか？</p>	<p>A. 太陽光発電設備の設置工事が完了していれば、補助対象です。 平成 30 年度から、実績報告時の「発電設備の連携のお知らせ（中部電力発行）」の提出は、不要になりました。</p>
<p>Q. 既存の太陽光発電設備や定置型蓄電設備を撤去して、新たな設備を設置する場合も補助対象になりますか？</p>	<p>A. 新たに設置する設備が補助要件に適合すれば、補助対象になります。 ただし、パワコンなど一部の部品の交換の場合は、補助対象外となります。ご注意ください。</p>
<p>Q. 【太陽光発電設備について】 モジュールを、住宅の屋根ではなく、敷地内のカーポートや車庫、倉庫などの屋根に設置する場合も補助対象になりますか？</p>	<p>A. 連系点が母屋であれば、母屋の屋根以外にモジュールを設置する場合も補助対象になります。</p>
<p>Q. 【太陽光発電設備について】 申請時に必要な、モジュールを設置する屋根面（機器等設置予定箇所）の写真が撮影できません。 どうすればよいですか？</p>	<p>A. 屋根面の写真撮影が困難な場合は、モジュールの割付図面で配置を確認します。</p>
<p>Q. 【太陽光発電設備について】 補助要件に最大出力が（既存と合わせて）10kw 未満であることとありますが、モジュール（パネル）が 10kw 以上あるのですが、パワコンで出力を 10kw 未満に抑えた場合も、補助対象になりますか？</p>	<p>A. 補助対象になりません。 モジュール（パネル）自体の出力が 10kw 未満のものが対象になります。</p>